地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

〇 地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える 大変により退職する者の数と自己の 業員の数(その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従業 が関い、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業 で集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業	おいて増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の特定業務施設に	(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件) (特定業務施設において常時で、 )の実施期間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以 項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以 項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以 事主法 事事がある。 (特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件は、次 第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次 第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次 の整備される特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)	改正案
事業所から転勤させる者であること。	込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の増加させると見	(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件) (特定業務施設において常時雇用する従業員下同じ。)の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員下同じ。)の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員下同じ。)の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員下同じ。)の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員で関立る要件)	現

ら当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。に雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所か部分の数を控除した数)を限度として当該特定業務施設において新た